

## 白馬村宿泊税活用事業審査委員会の募集について

白馬村では、「地域住民が誇るオールシーズン型マウンテンリゾート・コミュニティ」をこの10年の目標像に掲げ、その実現を加速させる「宿泊税」を6月より導入します。

この税は、観光客の利便性や満足度向上、自然環境や住民生活へのマイナス影響対策など、白馬の未来を創るための貴重な財源です。

白馬村観光局では、この『宿泊税』の用途について、審査・選定を行う交付団体として指定されているため、観光局内に設置する活用事業の審議組織の委員を1名公募します。なお、本組織は白馬村観光地経営会議による用途の検証・評価を受ける組織として位置付けられております。その使い道を公平かつ効果的に審査し、有益な事業を選定していただく「審査委員」を募集いたします。

将来の白馬村を思う情熱を持った皆さまからのご応募を、心よりお待ちしております。

### 【募集概要】

- |         |   |
|---------|---|
| 1 募集人数  | 1名  |
| 2 任期    | 任命の日から令和10年5月末まで(約2年)   |
| 3 委員会開催 | 年3回程度(場合によっては回数が増えることがあります)                                   |
| 4 その他   | 委員には「白馬村特別職の職員で非常勤のもの」の報酬に関する条例にある白馬村観光地経営会議委員の報酬同等額をお支払いします。 |

### 【応募要領】

#### 1 応募資格

次の①～③のいずれにも該当する方(再任を妨げません)

- ① 白馬村に住民登録している18歳以上の方(令和8年4月1日現在)
- ② 他の審議会等の公募委員に選任されていない方
- ③ 白馬村観光施策について関心を持ち、ご意見をお持ちの方

#### 2 応募方法

「応募申込書(次ページ)」に必要事項を記入し、白馬村観光局に持参、郵送、Fax、E-Mail又は右記QRコードよりお申込みください。

また、以下のテーマに対する意見、考えを必ず明記してください。

テーマ:「将来の白馬村のために、宿泊税の活用において重視すべき分野とその考え」

提出期限: 令和8年5月21日(木) 必着

#### 3 選考方法

提出いただいた申込書をもとに、選考委員会により選考を行います。

結果はご本人宛に通知します。



#### 4 その他

第1回委員会の開催は、6月上旬(6/10前後)

第2回委員会の開催は、6月下旬(6/30前後)を予定しております

#### 5 問い合わせ先

一般社団法人白馬村観光局 総務部 新路祐也(シンロユウヤ)

Tel: 0261-72-7100 Mail: info@po.vill.hakuba.nagano.jp